

## 平成24年第1回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成24年3月1日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会委員長報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 2 号 第7期中頓別町総合計画を定めることについて
- 第 7 議案第17号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 8 議案第18号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第19号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第20号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第11 議案第21号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第22号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第23号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第14 議案第24号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

### ○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君  | 2番 細谷久雄君  |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君  |
| 7番 柳澤雅宏君  | 8番 村山義明君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長       | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長     | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹   | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ ぐ り   |           |
| 推 進 課 長     | 小 林 生 吉 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 中 原 直 樹 君 |

産業建設課参事	小 林 嘉 仁 君
産業建設課主幹	山 内 功 君
産業建設課主幹	平 中 敏 志 君
保健福祉課長	石 川 篤 君
保健福祉課主幹	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国保病院事務長	柴 田 弘 君
国保病院事務次長	長 尾 享 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成24年第1回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において3番、本多さん、4番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会委員長報告を行います。  
議会運営委員長の報告を求めます。  
東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。平成24年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、1月27日、2月22日及び2月27日に都合3回にわたり議会運営委員会を開催いたしました。その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月1日から3月23日までの23日間といたします。3月17日は休日休会の日ではありますが、開かれた議会を実現するためサタデー議会とし、一般質問などを行います。3月21日及び22日は休会とし、平成24年度各会計予算審査のため予算審査特別委員会を開きます。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会いたします。

2、町側から提案された23議案のうち議案第17号から第24号、各会計補正予算は本日本会議で審議いたします。議案第2号はいきいきふるさと常任委員会に付託し、極力3月8日までに審査終了を目指していただくことといたします。議案第3号から第16号までは3月19日に上程いたします。このうち議案第8号、第9号、第10号、第12号から第16号までをいきいきふるさと常任委員会に付託し、その日のうちに審査いたします。

3、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、泊原発第1、2号機の再稼働に関する陳情は、全議員に写しを配付する措置をとった上、議長預かりといたしました。障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書提出に係る要望は、全議員に写しを配付し、発議者を募る取り扱いをしましたが、発議者はありませんでした。

4、テレビ中継について、3月17日午前10時からのサタデー議会及び3月21日及

び22日の予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行います。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会委員長報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から3月23日までの23日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの23日間とすることに決しました。

お諮りします。3月17日は土曜日であり休日休会の日ですが、議会運営委員長の報告のとおりサタデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月17日は会議を開くことに決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告につきましては、お手元に配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、1月18日に宗谷町村議会議長会の定期総会が稚内市で開催されました。定期総会では、平成24年度管内町村議会議員研修会が5月23日、幌延町で開催されることが決まりました。そのほかの決定事項につきましては、報告書でご確認願います。

監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、所管事務調査報告をいたします。

平成24年3月1日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川。

所管事務調査報告書。

まず、1番目に調査事項、天北厚生園の移転について。

調査の期間、平成24年1月20日。

場所、障害者支援施設天北厚生園及び議場。

調査の結果の意見。施設から市街地までの歩道の整備は、長側から既に関係機関に要望済みであるが、さらなる利用者の安全確保のため、施設の出入り口の表示板及び障害者支援施設の所在を示す看板等を国道上下線それぞれに整備し、通過ドライバーの注意喚起とスピードダウンにつながる対策を講じるべきである。

続きまして、所管事務調査事項、認定こども園の運営と学校教育との一元化について。

調査の期間、平成24年2月27日。

場所は議場。

調査の結果の意見。今後の少子化、出生数の減少と教育的見地から、保育方法については現行の年齢別保育に固執することなく、異年齢保育（縦割り保育）の実現を目指すべきである。また、認定こども園の運営面では、町財政の限界を見据え、将来の運営形態の検討とともに、保育士の他の福祉分野への配置転換などにより、人件費の抑制に取り組むべきである。

続いて、調査事項、総合計画について。

調査の期間、平成24年1月20日、2月3日、2月13日、2月22日、2月27日。

場所は議場。

調査の結果の意見。第7期総合計画の策定は、平成22年12月7日に町長から総合開発委員会に諮問されたが、総合計画の基本構想を初め、素案等を一切示さない白紙の状態から審議を求めるものであった。常任委員会に素案のたたき台が示されたのは、計画策定のおくれを憂慮した議会運営委員会の申し入れ（平成24年1月30日、第7期総合計画の早期提出について）からわずか1週間を待たずしてのことであり、庁内に作業グループ体制がつけられていない事実からも全庁的な熟議を経て策定されたものとは言いがたい。素案を示さず総合開発委員会に諮問をした手法と自治基本条例や総合計画の策定等に関する条例を遵守し、政策の最上位計画の策定を最優先に進めなかったことは長側は深く反省すべきである。あわせて、向こう10年間のまちづくり計画の核となる戦略的事項を定める場合は、その内容が住民にとって理解しやすいものとなるよう具体的かつ明瞭に記されるべきである。また、これまでの議会での一般質問や常任委員会などで提起されてきた町政の諸課題は、いずれも住民の声と目線によるものである。提案される第7期総合計画が単なる作文で終わることなく、住民主権の自治の精神にのっとり、住民の幸福と共生社会の実現、住んでよかったまちづくりにつながるよう強く望むものである。

以上。

○議長（村山義明君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成24年第1回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、それぞれ大変お忙しい中にもかかわらず全員のご出席をいただきましたこと、まず初めにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私から2点につきまして行政報告させていただきたいと思います。

まず、1点目は、畜産・酪農経営安定対策に係る政策価格に関する要請についてでございます。北海道町村会農林水産常任委員会の一員として、2月28日に民主党陳情要請対応の松浦副本部長、仲野博子農林水産大臣政務官や農林水産三役など及び道内出身衆参の国会議員全員に対して、平成24年度加工原料乳生産者補給金の最低限現行水準の維持や限度数量の確保並びに肉用子牛保障基準価格などについて、前年度を下回らないように要請をしております。なお、12日の週に決定されると、こういう報告を受けてまいりました。

2点目は、坂本建設株式会社の倒産に伴う町内への影響についてでございます。北海道開発局稚内開発建設部浜頓別道路事務所が発注をした一般国道275号中頓別町敏音知改良ほか一連工事、請負金額が1億5,015万円を受託した坂本建設株式会社、本社札幌市でありますけれども、2月28日に倒産をいたしました。この倒産によりまして、昨日までに把握ができた町内事業者の売掛金といたしましては、建設会社1社で約115万円、燃料販売事業者1社で約70万円、中頓別観光開発株式会社で宿泊料金約38万円となっており、合わせて約223万円が売掛金として徴収できない場合があるようでございます。

なお、坂本建設の不良総額は約5億3,100万円と言われております。

1月18日以降の町長の一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたい、このように思います。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について、何か質疑はございませんか。

山本さん。

○6番（山本得恵君） おはようございます。町長が1月の23日、24日、27日、旭川医科大学等に表敬訪問され、また2月の2日、3日、医師対策のために東京に出張されておりますが、これはどういう関係機関であるのか。また、この内容がどういう内容だったのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 山本議員の質問についてお答えをいたします。

まず、旭川医大の表敬訪問につきましては、平成24年度に対する医師の派遣の要請をしております。それぞれ教授等の都合がありまして、23日、24日、それと27日にお伺いをして、それぞれ23年度と同様の協力をいただけると、こういうことになったわけであります。また、2月の2日、3日にかけては、東京の全国自治体病院協議会がありまして、そこは全国から医師を招集をして自治体病院にあっせんをすると、そ

う機構を持っておりまして、そこに行って医師の派遣のお願いをしてきたというところがあります。ただ、全国自治体病院協議会も、今現在東北関係の被災の関係もあって、なかなか北海道を希望する医師が少なくなってきたと。こういうような話で、ただ継続をして、中頓別町も医師が1人でありますから、北海道を希望する医師が出てくれば、ぜひ中頓別へもひとつそのお願いというのですか、来ていただけるような協力をぜひお願いをしたいというお話をしてまいりました。

以上であります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 坂本建設の倒産に伴って、町内で223万円、総額で売掛金が未収になるかもしれないという話なのですけれども、まず町として一応今後の対応をされるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 私どもが今把握している中では、これの徴収というのですか、売掛金の確保については大変難しいのではないかと。ただ、破産管財人が弁護士で決まっていますので、そちらのほうに、当然私も観光開発株式会社の社長でありますから、その支払いに対する請求行為だとか、それは今も支配人に指示をしてやっていますけれども、そういう情報を提供しながら、中頓別町の業者もそういう面では損失をこうむる可能性もありますので、私どもも稚内市の建設協会等々にもお願いをして、少しでも回収ができるように働きかけてはいきたいと、このように考えております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

#### ◎議案第2号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第2号 第7期中頓別町総合計画を定めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 第7期中頓別町総合計画を定めることについて。

私から簡単に趣旨の説明をさせていただきたいと思います。平成24年度からスタートする第7期総合計画の策定について、平成22年12月7日に総合開発委員会会長に諮問をいたしまして、先月の28日に答申をいただきました。答申の内容でありますけれども、総括的な事項として、1点は審議がおくれ迷惑をかけたこと、また2点目は厳しい行財政環境の中で町民も一緒にまちづくりに取り組んでいくための計画である、こういうような総括的な事項が示されました。また、まちづくりの進め方について5点の意見が付されて

おりまして、1点目は町民の提案への真摯な対応であります。この答申の控えにつきましては、後ほど議員の皆さん方にも提供したい、このように思います。2点目は、重点課題に取り組む体制の整備。3点目は、調査研究への投資。4点目は、意見を聞く機会への確保。5点目は、総合計画を推進するための仕組みづくり。このようなことでありまして、私どもは答申の意見を尊重しながら今後の実施計画の策定に生かしてまいりたい、このように思います。なお、それぞれ5点の項目につきましては答申の中に示されておりますので、後ほど配付をした中でご承知おきいただきたい、このように思います。

なお、第7期総合計画は第1部がまちづくりの基本的事項であります。第2部がまちづくりの基本構想、第3部がまちづくりの基本計画の3部編成となっております。

以上、簡単でありますけれども、議案第2号の第7期中頓別町総合計画を定めることについての説明とさせていただきますと思います。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号はいきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

#### ◎議案第17号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第17号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第17号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第17号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

平成23年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,327万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,523万9,000円とする。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越

して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

6ページをごらんいただきたいと思います。第2表、繰越明許費、10款教育費、1項教育総務費、事業名、僻地教員住宅建設事業で、事業費は2,505万8,000円、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、事業名、公共土木災害復旧事業で事業費は1,145万9,000円、合計3,651万7,000円となったところであります。

第3表、地方債補正では、過疎対策事業債で限度額の変更で変更後における限度額を1億3,590万とするもので、内容といたしましては町道6丁目線整備事業の限度額を変更前1,930万円を変更後1,430万円に、医療機械器具整備事業の限度額を変更前170万円を変更後190万円とし、新たに僻地教員住宅建設事業で限度額を1,110万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

災害復旧事業債では、限度額の変更で限度額を変更前460万円を変更後270万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

21ページ、歳出からご説明をいたします。今回の補正につきましては、多くの款におきまして人件費、物件費あるいは事業終了等に係る既定の予算の不用額を精査し、減額する内容が主な内容となっております。

1款議会費、1項1目議会費では、既定額から32万円の減額で、内容といたしましては人事院勧告に伴う給与、職員手当の減額、議員費用弁償等旅費の減額、備品購入費におきまして見積もりによる減額分を補正したところであります。

2款総務費、1項1目一般管理費では、既定額から368万2,000円の減額で、主なものでは2節給与では給与改定に伴い85万1,000円の減額、3節では期末、勤勉手当の見直しによる減額のほか、時間外勤務手当の減少により117万2,000円の減額、4節共済費では共済率の確定に伴い34万円の減額、9節では普通旅費、研修旅費とも見込まれる不用額を、また反訴提起に関する費用弁償につきましても回数減によりそれぞれ減額したところであります。12節では、郵便数の減に伴い10万円を減額、13節では職員健康診断において見込まれる不用額として31万4,000円を減額するものであります。この関係につきましては、もともと職員が健康診断を受けるときに町が負担する部分について、負担の多い病院で対応を当初しておりましたけれども、それより少ない病院にかかる方が多かったために不用額が生じているということでもあります。

それから、3目文書広報費では、既定額から11万9,000円の減額で、11節需用費において広報の発行ページの減により見込まれる不用額を減額したところであります。

5目企画費では、既定額から140万8,000円の減額で、特に4節及び7節におきましては地域おこし協力隊臨時職員の雇用が当初4月から見込んでおりましたけれども、6月からとなったことに伴い、それぞれ4節で17万6,000円、7節で40万1,000円の減額となったところであります。また、環境審議会やまちづくりフォーラムの開

催状況等を踏まえ、1節及び8節、9節において見込まれる不用額を、11節需用費におきましては車両の車検修理を追加したところであり、12節では合併浄化槽法定検査料、自賠責保険料を新たに計上させていただきました。その他予算の精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額したところでもあります。13節では、行政評価システム導入において見積もり合わせにより21万円の減額、19節では事業の確定に伴い地方バス路線維持対策事業において不足分を追加、その他の各種補助金につきましては額の確定により減額したところでもあります。27節では、車検に伴い自動車重量税を新たに計上させていただきました。

10目情報推進費では、既定額から13万円の減額で、インターネット通信料の変更に伴い減額補正となったところでもあります。

11目社会資本整備総合交付金事業費では、既定額から36万7,000円の減額で、各事業費の確定に伴い不用額を減額させていただいたところでもあります。

3項1目戸籍住民登録費では、既定額から20万8,000円を減額するもので、18節において備品購入費の減により23万1,000円を減額、19節におきましては旅券申請交付事務において浜頓別町に事務委託を行っていることから、北海道より交付される事務委託金分2万3,000円を追加補正させていただいたところでもあります。

4項4目知事道議会議員選挙費では、既定額から37万7,000円の減額で、事業費の確定により不用額を減額するものであります。

5目町長町議会議員選挙費では、既定額から48万4,000円の減額で、事業費の確定により不用額を減額。

6目農業委員会選挙費におきましても、同様に既定額から37万6,000円の減額で事業費の確定により不用額を減額したところでもあります。

5項1目統計調査総務費では、既定額に1万8,000円を追加し、30万7,000円とするもので、各統計事務における交付金の額の確定と経済センサス調査費において節の組みかえにより計上させていただいたところでもあります。

6項1目監査委員費では、既定額から1万5,000円の減額で、識見監査委員の異動に伴う1節の減額となったところでもあります。

3款民生費、2目老人福祉費では、既定額に505万2,000円の追加で、老人福祉施設入所者、本人及び扶養義務者の負担金の確定により20節で町負担分を追加計上したところでもあります。

4目障害者福祉費では、既定額から13万7,000円の減額で、19節では旧体系施設から新体系施設への移行に伴い町の補助金として7万円を新たに計上、20節扶助費では予算精査で見込まれる20万7,000円を減額したところでもあります。

6目重度心身障害者特別対策費では、既定額から118万円の減額で、20節で予算の精査により見込まれる不用額を減額したところでもあります。

7目地域福祉対策事業費では、既定額から38万5,000円の減額で、13節で緊急

通報システム導入対象者数の減により減額をさせていただきました。

8目介護福祉センター費では、既定額に136万3,000円の追加で、11節では施設維持用の燃料費の不足により30万5,000円を追加、18節では老朽化した複写機の入替えのため105万8,000円を新たに計上させていただいたところであります。

2項児童福祉費、1目乳幼児医療費では、既定額から90万円の減額で、20節において医療費補助対象者の減により不用額を減額したところであります。

2目児童措置費では、既定額から251万3,000円の減額で、19節において南宗谷子ども通園センターへの町負担分を追加、20節では子ども手当の確定により不用額を減額するものであります。

6目こどもセンター費では、既定額から31万円の減額で、予算精査により7節で同額を減額したところであります。

4款衛生費、1項1目予防費では、既定額から107万2,000円の減額で、13節において同額の減額となっており、各予防接種事業等の確定によりそれぞれ減額及び追加したところであります。

3目環境衛生費では、既定額に101万4,000円の追加で、11節で花の苗代と指定袋購入費を減額し、埋め立て前処理破碎施設修繕費として126万円を新たに計上させていただいたところであります。

4目墓地火葬場費では、既定額に119万5,000円の追加で、火葬炉修理代として新たに計上させていただいたところであります。

5目病院費では、既定額に1億8,089万円を追加し、2億6,517万8,000円とするもので、19節では企業債利子、基礎年金拠出金、公的負担分を初め、研究研修費、運営事業補助合わせて1億3,983万6,000円を追加し、緊急医療費分として3,807万3,000円を、累積欠損金解消分として300万円をそれぞれ新たに計上させていただいたところであります。24節では、医療機械器具購入での過疎債限度額の変更に伴い20万円を追加、単独備品購入費として21万9,000円を減額したところであります。

5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から10万円の減額で、事業の確定に伴い不用額を減額。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費では、既定額から20万3,000円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額させていただいたところであります。

2目農業振興費では、既定額から224万円の減額で、19節においてそれぞれ事業の確定により不用額を減額したところであります。

3目畜産業費では、既定額から1,614万6,000円の減額で、各事業の確定により13節で町営牧場管理委託料80万円、19節では酪農ヘルパー利用組合運営補助、畜産担い手育成総合整備事業負担金、合わせて1,534万6,000円を減額したところであります。

4目有害鳥獣では、既定額に47万4,000円の追加で、8節においてエゾシカ捕獲対策分として45万円を追加、11節及び14節において予算不足分をそれぞれ計上したところであります。

2項1目林業振興費では、既定額から282万7,000円の減額で、11節で車両修繕料分を新たに計上させていただき、15節、19節とも各事業の終了確定に伴う予算の精査により見込まれる不用額を減額するところであります。

7款商工費、1項2目観光費では、既定額から163万8,000円の減額で、8節ではジオパーク学芸員を依頼することになっておりましたけれども、道地質研究所職員が委員となっていることから、報償費の支払いが不要になり、また11節では中頓別鍾乳洞新洞窟の修繕を計画しておりましたけれども、新洞窟への影響等をかんがみ再検討することになったため、減額したところであります。13節においては、事業の確定により不用額を減額。

8款土木費、2項1目道路維持費では、既定額に471万7,000円の追加で、7節、11節において除雪用関係経費を追加、12節及び16節では予算精査により見込まれる不用額を減額、18節において道路維持作業効率向上のための機器を新たに購入する経費として計上させていただいたところであります。

3目道路新設改良費では、既定額から487万4,000円の減額で、事業の確定により見込まれる不用額を減額するものであります。

5項2目住宅建設費では、既定額から120万円の減額で、19節で住宅建設促進助成金120万円を減額したところであります。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から400万9,000円の減額で、19節で南宗谷消防組合負担金の減額をするものであります。詳細につきましては、別添で内訳書がついていると思いますので、その内容について、それをごらんいただきたいと思いません。

消防支署費、2節給料におきましては184万7,000円、3節職員手当で120万8,000円をそれぞれ減額しておりますけれども、これにつきましては中途退職者があったことに伴うことと、給与改定に伴い減額をしたところであります。11節需用費では、10万9,000円を追加しておりますが、内容につきましては消耗品費で救助用レンジャーロープが経年使用による劣化により更新させていただくもので、5万8,000円を追加。修繕費では、救急用の携帯酸素の減圧弁のふぐあいによる交換修理費用として5万1,000円をそれぞれ追加したところであります。12節役務費では、予算精査により通信運搬費で電話料、携帯電話使用料で合わせて8万1,000円を減額、また手数料につきましては空気ポンプの検査、塗装料で2万4,000円を減額したところであります。18節備品購入費につきましては、消防庁舎の電気設備である非常用予備発電施設の起動用蓄電池が性能低下により交換が必要になったため、22万5,000円を計上したところであります。19節負担金補助及び交付金では、消防本部負担金で37万1,000円

の減額、退職手当組合負担金では2節及び3節と同様に中途退職者による減額と事前納付金の負担率が下がったことから、合わせて80万円の減額となったところであります。また、旭川赤十字病院への実習負担金につきましては、2節及び3節と同様に中途退職者に伴って実習者1名分2万3,000円が減額となったところであります。

続きまして、消防団費であります。18節備品購入費で第2分団の敏音知地区の消防積載車のバッテリーの性能低下のため5万6,000円を新たに計上したところであります。

続きまして、10款教育費にいきます。10款教育費、1項2目事務局費では、既定額から786万3,000円の減額で、2節から4節では職員の減により減額、その他につきましては予算の精査により見込まれる不用額を減額させていただいたところであります。

3目住宅管理費では、既定額に2,494万2,000円の追加で、7節では予算の精査により減額、その他の節におきましては僻地教員住宅建設工事関係経費としてそれぞれ新たに計上したところであります。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に68万9,000円の追加で、11節で燃料費の追加と予算の精査により見込まれる不用額をそれぞれ減額をさせていただいたところであります。

5項保健体育費、2目山村プール費では、既定額から17万5,000円の減額で、事業の確定に伴い各節で見込まれる不用額を減額させていただいたところであります。

11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費では、既定額から1,275万円を減額補正、平成22年度、災害6件のうち2カ所について今年度における災害復旧工事と認められたことに伴い、7節から14節まで関係経費として計上、15節においては今年度事業分として認められなかった部分について減額をさせていただいたところであります。

12款公債費、2目利子では、既定額から272万6,000円の減額で、利率の減に伴うもので23節、平成22年度分の借り入れ分償還利子として同額を減額をさせていただきました。

13款諸支出金、2項1目特別会計繰出金では、既定額に2,094万5,000円を追加するもので、自動車学校事業特別会計に385万7,000円を新たに計上、国民健康保険事業特別会計から後期高齢者事業特別会計まで予算の精査によりそれぞれ追加及び減額の計上となったところであります。

3項基金費、1目畜産振興基金費では、当初予算において国営草地の貸付収入分100万円を見込んでおりましたが、予算額を下回ったことと利息分を合わせまして2万4,000円の減額となったところであります。

2目減債基金費では、積み立て利息41万6,000円と一般財源分として1,700万円の合わせて1,741万6,000円を追加。

3目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、教育関係寄附金として寄附され

た今年度分6万円の10倍である60万円を追加するところであります。

それから、4目地域活性化基金費では、積み立て利息分を追加。

5目財政調整基金費では、積み立て利息分16万5,000円と一般財源分1,300万円、合わせまして1,316万5,000円を追加。

6目長寿園施設改修拡張事業基金費から13目農林業活性化基金費、16目町民に光を注ぐ事業基金費では、それぞれ積み立て利息分を追加したところであります。

14目豊かな環境づくり基金費では、今年度寄附金1万円と積み立て利息分を追加。

15目ふるさと応援寄附基金費では、今年度寄附を受けた寄附金22万円と、積み立て利息分を計上したところであります。

17目公共施設整備等基金費では、一般財源から5,000万円を積み立てするものであります。

5ページ、確認いただきたいと思いますが、歳出合計、既定額に2億5,327万9,000円を追加し、35億8,523万9,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。9ページをごらんいただきたいと思っております。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に8万7,000円の追加で、1節では納税義務者数が当初見込みに比べ減少したことに伴い31万1,000円の減額、2節滞納繰越分は額の確定により39万8,000円を追加するものであります。

2目法人では、既定額から83万8,000円の減額で、現年度分で法人税割の減によるものであります。

2項固定資産税、1目固定資産税では、既定額から215万円の減額で、1節現年度課税分では償却資産の実績見込みとデジタル放送施設に関する免除により235万4,000円を減額し、2節滞納繰越分は額の確定により20万4,000円を追加するものであります。

2目国有資産所在市町村交付金では、既定額から9万3,000円の減額で、資産減少により9万3,000円を減額したところであります。

3項1目軽自動車税では、既定額に7万4,000円の追加で、課税客体の増加によるものであります。

4項1目たばこ税では、既定額から30万3,000円の減額で、たばこ消費量の減少により減額するところであります。

7款1項1目自動車取得税交付金では、既定額から200万円の減額で、交付額の確定により減額したところであります。

9款1項1目地方特例交付金では、既定額に438万5,000円の追加で、交付金の確定により追加補正させていただいたところであります。

10款地方交付税、1項1目普通交付税では、算定結果に基づき2億3,806万4,000円を追加し、20億9,992万1,000円としたところであります。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金では、既定額に183万5,000円

の追加で、1節保育所保育料で入所児の増により223万円の追加、2節老人福祉施設入所者負担金では45万4,000円の減額で、3節では老人福祉施設入所費負担金滞納繰越分5万9,000円を新たに計上させていただいたところであります。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料では、そうや自然学校使用料について実績見込みで9万円の追加。

2目民生使用料では、幼児クラブ保育料、児童クラブ指導料の収入見込みで85万3,000円を追加したところであります。

4目農業使用料では、町営牧場使用料を収入実績に基づいて38万6,000円の減額。

5目土木使用料では、既定額に246万6,000円を追加するもので、2節、3節、5節から7節においてそれぞれ収入見込みをもとに追加補正をし、4節では滞納繰越分として収入見込額46万5,000円を新たに計上させていただいたところであります。

2項手数料、3目農業手数料では、既定額から3万2,000円の減額で、1節において収入見込みをもとに追加、2節においては収入見込みをもとに減額をしたところであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、既定額から131万9,000円の減額で、1節と4節において実績によりそれぞれ減額補正をしたところであります。

2目土木費国庫負担金は、既定額から1,089万5,000円の減額で、22年度災害事業において採択された2事業以外分について減額補正となったところであります。

2項1目民生費国庫補助金では、既定額から41万円の減額で、2節及び3節とも事業の確定に伴い減額補正となったところであります。

2目衛生費国庫補助金では、既定額に4万8,000円の追加で、感染症予防事業費の確定に伴い追加補正となったところであります。

3目労働費国庫補助金では、既定額から10万円の減額で、2節で対象事業補助金等の額の確定に伴い減額補正をさせていただいたところであります。

4目教育費国庫補助金では、既定額に1,377万6,000円の追加で、3節で僻地教員住宅事業分を新たに計上したところであります。

5目土木費国庫補助金では、既定額に163万3,000円の追加で、2節において社会資本整備総合交付金、あかね団地解体事業の確定による追加、公営住宅家賃減免事業の新規採択により新たに追加したところであります。

6目総務費国庫補助金では、既定額から25万6,000円の減額で、1節において事業の確定により減額補正。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額に1万1,000円の追加で、自衛官募集事務委託金を新たに計上。

15款道支出金、1項1目総務費道負担金では、既定額から1,000円の減額で、事業の確定により減額補正となったところであります。

2目民生費道負担金では、既定額から55万1,000円の減額で、各節におけるそれ

ぞれの収入見込みをもとに増額及び減額補正となったところであります。

2項2目民生費補助金におきましては、既定額から47万5,000円の減額で、2節において事業の確定に伴う収入見込みをもとに減額をさせていただいたところであります。

3目衛生費補助金では、既定額から16万円の減額で、2節及び3節において各事業に関する実績をもとに、2節で6万1,000円の増、3節において22万1,000円の減額計上となったところであります。

4目農林業費補助金では、既定額から141万2,000円の減額で、各節における収入見込みをもとに追加または減額補正となったところであります。

7目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金では、補助額の確定に伴い新たに1,069万1,000円を計上したところであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から25万8,000円の減額で、1節において各種統計事務費の確定に伴い追加、4節では北海道権限移譲事務委託金の額の確定に伴い10万4,000円を追加、6節では事業費の確定に伴い37万8,000円を減額補正するところであります。

2目農林業費委託金では、既定額に2万5,000円の追加で、事業費の確定に伴い追加補正となったところであります。

6目民生費委託金では、既定額に1万8,000円の追加で、2節生活調査委託金として新規に計上させていただいたものであります。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、各基金の利子分として134万円を新たに計上。

2目財産貸付収入では、既定額に116万8,000円の追加で、各節とも収入見込みをもとに追加補正となったところであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に77万2,000円の追加で、宮下定住促進団地1軒の売払収入を新たに計上。

2目物品売払収入では、既定額に118万円の追加で、ロータリー除雪装備ほか4件の物品売払収入を新たに計上。

3目生産物売払収入では、既定額に237万5,000円の追加で町有林素材生産売払収入と送電線付近の立木伐採補償金の収入を新たに計上したところであります。

17款寄附金、1項2目指定寄附金、1節総務費寄附金、2節民生費寄附金ともふるさと応援寄附で、1節では4件で12万円、2節では1件で17万円の寄附をいただいたところであり、その分を新たに計上させていただきました。

18款繰入金、1項1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、既定額に3万5,000円の追加で、代替バス運営費分とバス購入分の事業費の確定によるものであります。

4目まちづくり基金繰入金では、当初繰り入れを予定しておりましたが、一般財源を充当したことにより全額を減額。

20款諸収入、3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入では、既定額から1万2,

000円の減額で、事業の確定に伴い減額補正となったところであります。

5項1目雑入では、既定額から814万4,000円の減額で、畜産担い手育成総合整備事業の確定に伴い、参加者負担金を1,529万円の減額、在宅サービス事業においては、委託料の精算分として714万6,000円を新たに計上させていただいたところであります。

21款町債、1項1目過疎対策事業債では、630万円の追加で、3目災害復旧事業債では190万円の減額となったところであり、内容につきましては地方債補正で説明をさせていただきますので、省略いたします。

3ページをごらんいただきたいと思います。歳入合計、既定額に2億5,327万9,000円を追加し、歳入総額を35億8,523万9,000円としたところであります。

以上、歳入歳出のバランスをとらせていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で11時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑行います。ありませんか。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 3点ほど伺います。

1点目ですけれども、歳出の31ページ、4款衛生費のところですが、埋め立て前処理破碎施設修繕費126万円、どのような修繕にかかったのでしょうかというのと、2点目は歳出の39ページ、住宅建設費のところですが、住宅建設促進助成金120万円減額となっておりますが、既定額のほぼ半額に近い減額で、これも毎年このような大きな減額が出ているのではないかと思います。そこで、この住宅建設促進助成金のこの条例が新しくなってから、平成16年ですか、それ以降対象者といえますか、これを利用した人といえますか、それは毎年何件ぐらいあるものか。多分件数が少ないと思うのですけれども、それであればせつかくの住宅建設費ということで予算を組んでいるのですから、目的に照らして、もう少し多くの住民が利用できて、また地域経済への波及効果も期待できるような中身にかえる予定はないでしょうか、それを伺います。

もう一点目は、教育費のところの僻地教員住宅建設に関してですけれども、2戸建てということですが、どのような設計にするのか。決まっているかどうか。私は、これから建つ住宅というのはどのような住宅であってもバリアフリーでなければならないのではないかと思います。バリアフリーといえますか、ユニバーサルデザインといえますか、

そういう感覚を持った住宅でないと、特に公共の住宅ですからいけないのではないかと思いますけれども、このあたりの考えを伺いたいと思います。

以上、3点です。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） それでは、私から埋め立て前処理施設の修繕についてご説明を申し上げます。

まず、埋め立て前処理施設の修繕につきましては、これは破砕機の修繕でございます。設立されてから10年以上が経過をしております、今回の修繕につきましては、その破砕機の刃の交換であります。1つは、ブレーカーライナーといいまして、大型ごみを大体大きく破壊する刃が1つ。もう一つは、グラインダーといいまして、その大まかに破壊した刃をさらに小さくする刃の交換。もう一つは、スーパーライナーといいまして、最後に細くなったごみをかき出す装置、この3点を今回60%以上摩耗しているということで、もう限界に近づいていることでの修繕でございます。

以上であります。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 住宅建設促進助成金の関係でありますけれども、助成金の1件当たりの限度額は120万円でございます。毎年その2件分240万円を予算計上しております。それで、今年度については新築が1件ございまして、まだ助成額が決定はしておりませんが、1件分の120万円を残して、残りの120万円を減額したということでございます。それで、過去の助成件数の関係でございますけれども、この制度ができたのは平成12年からでございます。ちょっと詳細な件数の表を今持ってきてございませぬので、後ほど資料を提示させていただきますけれども、ただ近年はご存じのとおり件数は少ないです。一件も新築がなかった年度もございまして。ことしは1件というのが現状でございます。それで、制度をより使いやすくする制度にしたほうがいいのではないのかということでございますけれども、決して使いづらい制度だから新築件数が少ないのだということではないのだというふうに思います。経済情勢だとか社会情勢だとか、そういったことも含めて、なかなか住宅の建設まで至らないというのが実態だと思いますので、それだけではないかもしれませんが、この助成制度については今後も今の現状の制度で行っていきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 僻地教員住宅の建設に向けてということでございますけれども、僻地教員住宅の建設事業の実施に至る経過報告等で説明資料としてさきに配付をさせていただいておりますけれども、設計内容につきましては新年度になってからの具体的な検討ということにしておりまして、具体的に今ご意見をいただいた部分も含めて検討していきたいと。どうあるべきかということも含めて検討して実施に向けていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 歳出の35ページ、6款農林水産業費の1目林業振興費の中で183万9,000円ぐらいの減額になっておりますけれども、この内容をちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 全体の部分でのご質問というふうに存じますが、まず工事請負費につきましては100万円ほど減額しております。これは、中頓別地区町有林森林整備加速化間伐工事、それから神崎地区の町有林造林工事、藤井地区の町有林造林工事ということで、出しました部分のほぼ請負残でございます。

それから、負担金の部分につきましては、これもそれぞれ森林組合のほうから最終的な事業量及び事業費等をお聞きしまして、その分での精査ということでございます。民有林公費造林につきましては、これ下刈りの部分に対する補助でございますが、これにつきましては当初170ヘクタールで見込んでおりましたが、142ヘクタール程度に減少になっております。これは、現地の部分を確認した段階で下刈りを要さないというふうな判断をいたしまして、落としているところでございます。

それから、森林整備地域活動支援交付金につきましては、これは面積の増分を見込んでいる部分がそれほど多くなかったということでございます。

それから、未来につなぐ森づくり推進事業補助金でございますが、これにつきましては25ヘクタールで見込んでおりましたが、最終的に18.17ヘクタールということで事業量が落ちてございます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 災害復旧費、44ページです。工事請負費の中で1,300万円ほど減額されている。これは、先ほどの説明では、いわゆる災害復旧の申請をしたけれども、認められなかったということなのですけれども、そこで認められなかった理由、何なのですか。これは、せっかく議会の議決も経て予算化されたものなので、簡単に認められないからといって一千何百万減額だ。仕事の内容によって、申請の仕方が悪かったのか、または国における予算措置が十分でないために、本来だったら災害対象になったのに、そんな予算の関係でならなかったのか。その辺、ちょっと説明していただければと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 災害復旧費の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおりでございまして、昨年6月の補正で22年度の繰り越しで実施した4件を除いた6件分の災害復旧費を予算計上させていただきました。それで、その段階では道の見解として、遅くとも昨年8月ぐらいには配分の見通しがつくだろうという見解があったものですから、我々としても6月の補正で計上させていただいて、配分がされたら即執行ということで考えていたのです。ただ、国に直接聞いたわけではございませんけれども、全

国的に災害等々があったということもあるのでしょうけれども、なかなか中頓別町だけではなくて、ほかの全道的な市町村においてもその配分がなされてこなかった。配分が確定しなかった。何度も宗谷総合振興局を通しながら道にも照会をしたところなのですけれども、延び延びにされて、ようやく決定したのが年末になって2件、しかも繰り越しでしか実施できないような状況だということでもあります。残りの4件については、認められなかったから負担金につかないということではなくて、24年度に配分されるだろうということで、24年度の当初予算に計上しております。そういうことで、残っている6件の災害復旧については24年度中に復旧するという考えであります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第18号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第18号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第18号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第18号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1表、既定の歳入歳出予算の総額から226万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,617万9,000円とするものでございます。

初めに、8ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額から226万8,000円を減額し、2,617万9,000円とするものであります。1項総務管理

費、1目一般管理費とも同額でございます。内容としましては、4節共済費で28万2,000円の減額です。これは、指導員1名が退職したことにより社会保険料を主なものとして不要になったものです。7節賃金で215万円の減額、これも同じく職員1名退職したことによるものです。9節旅費12万6,000円の減額、これも職員が1名減ったことにより研修が減ったり、その他節約によるものでございます。10節交際費1万円の減額、13節では職員の健康診断の委託料で2万1,000円の減額、19節負担金補助及び交付金、これは前年度の教習生の数によってくるもので、少なかったということです。27節の公課費32万6,000円の追加です。これは、前年度中間納付がなかったことにより、その分今年度の納付額が増加し、消費税納付金に不足が生じたものです。

したがいまして、歳出合計、既定額から226万8,000円減額し、2,617万9,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料688万円の減額です。1項使用料、1目自動車学校使用料とも同額でございます。内容といたしましては、教習生が減少したことにより、普通車教習生授業料20名分を減額したものでございます。

2款繰越金47万8,000円の追加です。これは、前年度繰越金です。3款諸収入27万7,000円の追加です。この内容の主なものは、高齢運転者講習料で65万円の追加、それから認定講習料で46万6,000円減額でございます。

4款繰入金385万7,000円の計上です。これは、教習生減少に伴い一般会計から繰り入れするものです。

したがいまして、歳入合計、既定額から226万8,000円を減額し、2,617万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

山本さん。

○6番（山本得恵君） 歳出について、ちょっとお尋ねします。

一般管理費の賃金151万2,000円の減額になっておりますけれども、この減額になった理由は、例えば指導員が今までより雇用しなくてもよかったとか、また自動車学校等のコース等の作業賃が減額になったとか、いろいろあるでしょうけれども、その理由をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 臨時の指導員1名が退職したわけでございますが、本来もう一名いたほうが経営上は望ましいということで募集したのですが、結果的に採用に至らなかったというのが1点です。

それから、もう一点は、冬期の臨時職員を募集したのですけれども、これも応募者がなく採用に至らなかったということで、その部分が減っているわけなのです。経営上としましては、職員1人、指導員がいるというのが望ましいということです。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 問題は、欠員のまま終わることになるのですが、それでやれるのならそれでいいし、それが本来募集して、また数百万がなくなることになる、一般会計からの繰入金も380万ぐらいでは終わらない形になるだろう。その辺ちょっとわからないのは、職員が少ないから教習生をさばき切れない状況にあるのかどうか。そのことによっては、それは少ないとは言えないのでないかと思ったりするものですから、その辺の実態はどうなっていますか。

○議長（村山義明君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 本来指導員4名でやっていくという体制を組んでいたわけなのですが、1名退職したことにより十分なやっばり募集活動というのはできなかったのです。早期に4名という体制が整っていれば、高校等へ行って積極的な募集ができたのですけれども、その体制が整わなかったものですから、募集がちょっと出してくれたというのが本当のところ。したがって、今年度でいえば新しい車も入りまして、非常に募集としてはいい環境だったのです。ですから、そこを強力にいきかかったのですけれども、そういう体制になってしまった。結果的にその学校に流れた部分が多いということです。ですから、指導員が確定していれば、もうちょっと積極的に募集ができたというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第19号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第19号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第19号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第19号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,625万2,000円とするものでございます。

初めに、事項別明細、歳出からご説明いたします。11ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、既定額から1,161万3,000円を減額するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で医療費の減により療養給付費を減額するものであります。

2目退職被保険者療養給付費につきましては、既定額に111万円を追加するものであります。内容につきましては、退職被保険者数13世帯23人にほとんど変更はないのですが、高額医療受診者が1名あったことから療養給付費も増となり追加をするものであります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、既定額に136万円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で1名の高額療養者がいるため追加をするものであります。

2目退職被保険者高額療養費につきましては、既定額に84万円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で1目同様1名の高額療養者がいるため追加をするものであります。

12ページをごらんください。3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、既定額を全額減額するものであります。内容につきましては、それぞれ負担金補助及び交付金を減額するものですが、これまでに該当者がなく、今年度の見込みがないことから、今回全額減額するものであります。

13ページをごらんください。3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金につきましては、既定額から314万7,000円を減額するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で平成23年度の額の確定により減額するものであります。

14ページをごらんください。4款前期高齢者納付金、1項1目前期高齢者納付金につきましては、既定額に1万6,000円を追加するものであります。内容につきましては、

19節負担金補助及び交付金で平成23年度の額の確定により追加するものであります。

15ページをごらんください。6款介護納付金、1項1目介護納付金につきましては、既定額から102万8,000円を減額するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で介護納付金の額が確定されたため減額するものであります。

16ページをごらんください。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、既定額から80万円を減額するものであります。内容につきましては、40歳から74歳までの加入者の健康診査であります。当初290名を予定しておりましたが、135名の受診となったため負担金を減額するものであります。

17ページをごらんください。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金につきましては、既定額に17万5,000円を追加するものであります。内容につきましては、過年度にさかのぼり社会保険加入の届け出があったため追加補正し、国民健康保険税を還付するものであります。

3目一般被保険者還付加算金につきましては、既定額に347万4,000円を追加するもので、平成22年度分国庫療養給付費負担金の返還分と平成22年度分特定健康診査等補助金の国と道に対する返還金が確定したため追加するものであります。

2項繰出金、1目直営診療施設繰出金につきましては、既定額に351万2,000円を追加するものであります。内容につきましては、国保病院の医師の招聘に係る経費及び医師不足による日当直に係る経費に対する繰出金を追加するものであります。この経費につきましては、国の特別調整交付金として交付されるものであります。

5ページをお開きください。歳出合計、既定額から720万1,000円を減額し、3億1,625万2,000円とするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、既定額から817万8,000円を減額するものであります。内容につきましては、1節医療給付費現年度課税分から3節介護納付金現年度課税分までそれぞれ被保険者の前年度所得額の減少により所得割が減少したことにより減額するものであります。

2目退職被保険者国民健康保険税につきましては、既定額に100万3,000円を追加するものであります。内容につきましては、1節医療給付費現年度課税分から3節介護納付金現年度課税分までそれぞれ所得割の変更と新たな退職被保険への加入者がいたことにより所得割分が増加したことにより追加をするものであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付等負担金につきましては、既定額から1,594万4,000円を減額するものであります。内容につきましては、療養給付費の減に伴い1節現年度分で一般被保険者療養給付費から介護納付金までそれぞれ減額したところであります。

7ページをごらんください。2目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から35万8,000円を減額するものであります。内容につきましては、1節現年度で医

療費の減により減額するものであります。

3目特定健康診査等負担金につきましては、既定額から10万2,000円を減額するものであります。内容につきましては、1節現年度分で特定健診の受診者が当初予定者より少なかったことにより国の負担金を減額するものであります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、既定額から1,806万5,000円を減額するものであります。内容につきましては、前期高齢者交付金の増加に伴い、国の予算の範囲内で交付される財政調整交付金は、特別調整交付金を除き普通調整交付金から介護納付金までそれぞれ減額となったところであります。

3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金につきましては、既定額から59万2,000円を減額するものであります。内容につきましては、1節現年度で退職被保険者国民健康保険税が増加したことに伴い退職被保険者療養給付費交付金が減となったものであります。

8ページをお開きください。4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金につきましては、既定額に2,149万6,000円を追加するものであります。内容につきましては、支払基金からの額の確定により増額するものであります。65歳から74歳までは、234名がいらっしゃいます。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から35万8,000円を減額するものであります。内容につきましては、1節、医療費の減により減額するものであります。

2目特定健康診査等負担金につきましては、既定額から10万2,000円を減額するものであります。内容につきましては、1節現年度で特定健診の受診者が当初予定者より少なかったことにより道の負担金についても減額をするものであります。

2項道補助金、1目調整交付金につきましては、既定額から199万9,000円を減額するものであります。内容につきましては、国と同様の内容となっております。

9ページをごらんください。6款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金につきましては、既定額に552万5,000円を追加するものであります。内容につきましては、高額医療費の増による追加であります。当初の見込みについて若干少なく計上していたことから、今回追加計上をするものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、既定額から987万5,000円を減額するものであります。内容につきましては、市町村と広域連合からの拠出金をもとに保険料の平準化や財政運営の安定化を図るため国保連合会から交付されるものであります。連合会からの額が確定されたことから減額するものであります。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金につきましては、前年度繰越金として397万9,000円を追加するものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に1,636万9,000円を追加するものであります。内容につきましては、2節保険基盤安定

繰入金では136万9,000円の追加、3節財政安定化支援事業繰入金につきましては100万7,000円の減額で、町のルール分として額が確定したため、それぞれ追加及び減額するものであります。4節その他繰入金として、一般会計から1,600万7,000円繰り入れするものであります。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額から720万1,000円を減額し、歳入合計3億1,625万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 特定健診の受診者が見込みよりも大分少なかったと思うのですが、半数もいかないというようなところですが、この原因についてはどう考えられますか。

それから、受診者数が一定の割合に達しなかったら、何かどこかのペナルティーがあるとかいうふうに聞いたのですが、本当にそういうことがあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 当初の見込みが290名ということですが、国の最初の基準の見方として受診をする者が60%程度見込みなさいということになっておりますので、290名ということですが、それで、当初は290名を見させていただきました。結果、受診された方は135名ということですが。

それから、ペナルティーがあるかないかということですが、今現在はそのようなペナルティーはございません。

以上であります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第20号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第20号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、柴田事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 議案第20号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。第1条、総則、平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入については既決予定額から4,578万1,000円を減額し、4億5,665万4,000円とし、支出については4,878万1,000円を減額して4億5,365万4,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出、収入については既決予定額から7,000円を減額して2,670万6,000円とし、支出については31万8,000円を減額して4,871万6,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額2,201万円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

2 ページをごらんください。第4条、企業債、起債の限度額を170万から190万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、他会計からの補助金、既決予定額に1億8,089万円を追加して2億6,517万8,000円とするものです。

第6条、棚卸資産購入限度額、既決予定額から1,004万円を減額して5,269万円とするものです。

内容についてご説明いたします。今お配りいたしました年度別収支の決算状況及び3月補正予算説明資料で説明いたします。患者数につきましては、1日平均入院11.7人、外来62.5人を見込んでおります。

2 ページをお開きください。医業収益、入院収益は、3月補正後Bの欄ですが、入院患者の減に伴い9,353万円を見込み、5,470万円の減額補正といたしました。

外来収益も同様、患者数の減に伴い9,410万円を見込み、3,687万7,000円の減額補正。運営費分は、医業外収益の他会計負担金で賄われるため1億3,874万6,000円、全額減額補正としております。

他会計負担金、救急医療分は、普通交付税で措置される救急告示分3,807万3,000円を計上いたしました。

その他、医業相談収益は各種健康診断の増に伴い1,736万6,000円を見込み、56万6,000円の追加補正。その他医業は、保険対象外治療材料の減に伴い373万

3,000円を見込み、46万7,000円の減額補正といたしました。

医業収益総額では、2億4,680万2,000円を見込み、1億9,215万1,000円の減額補正としたところであります。

医業外収益、受取利息配当金は2万2,000円を見込み、8,000円の減額補正。

国庫補助金は、医師確保に要した費用の助成として370万円を計上しております。

他会計補助金、基礎年金拠出金に係る公的負担分644万8,000円を見込み、227万5,000円を減額補正。研究研修費として100万円を見込み、10万円の減額補正といたしましたところであります。

他会計負担金、企業債利息分は79万2,000円を見込み、1万4,000円の減額補正。運営費の交付税内分は6,898万4,000円を見込み、1,898万4,000円の増額補正。運営費、交付税外分は1億2,324万1,000円の計上としたところであります。

患者外給食収益は、58万1,000円を見込み、1万3,000円の減額補正。

その他医業外収益は、208万4,000円を見込み、14万5,000円の減額補正といたしました。

医業外収益総額では、2億685万2,000円を見込み、1億4,337万円の追加補正としたところであります。

特別利益、その他特別利益として経営健全化計画に基づき累積欠損金解消分として300万円を計上したところであります。

病院事業収益総額は、4億5,665万4,000円を見込み、4,578万1,000円の減額補正といたしました。

次に、3ページ、病院事業費用について説明いたします。医業費用、給与費は医師の不補充、看護師、医療職員等の退職、採用の異動などにより給料から退職手当組合負担金まで合わせて3億512万4,000円を見込み、3,110万6,000円の減額補正。

材料費は、患者数の減により薬品、診療材料費、給食材料費、合わせまして5,042万円を見込み、1,044万円の減額補正。

経費の旅費交通費は、医師の招聘活動などにより36万円の追加補正。職員被服費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費は、見込みにより減額補正。賃借料は、生化学自動分析装置の再リースに伴うリース料の減や患者数減に伴う寝具等の減などにより154万8,000円の減額補正。委託料は、患者数に伴う外注検査の減などにより396万円の減額補正。経費総額で5,942万8,000円を見込み、651万7,000円の減額補正としたところであります。

減価償却費の補正はございません。

資産減耗費は、固定資産除去費として医療器械、備品の資産乖離及び資産減耗分の処理のため43万3,000円の追加補正。

研究研修費は、決算見込みにより20万円の減額補正といたしました。

医業費用総額では、4億5,001万3,000円を見込み、4,783万円の減額補正としたところであります。

医業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費として158万5,000円を見込み、7万9,000円の減額補正。

患者外給食材料費、雑損益の補正はございません。

消費税は、平成22年度精算分、平成23年度見込み分の精査により63万2,000円の減額補正。

医師看護師養成費は、1名分の養成費を見込み、24万円の減額補正といたしました。

医業外費用総額では、354万1,000円を見込み、95万1,000円の減額補正としたところであります。

病院事業費総額では、4億5,365万4,000円を見込み、4,878万1,000円の減額補正としたところであります。

次に、4ページ、資本的収入及び支出についてご説明いたします。資本的収入、出資金、一般会計出資金、企業債元金分の補正はございません。過疎債分については、起債の増加により20万円の増額補正。建設改良費は、単独備品購入に伴う精査により21万9,000円の減額補正。

他会計出資、直診施設整備補助金は、医療機器購入に伴う精査により18万8,000円の減額補正。

企業債、病院事業債は、既定額増額により20万円の追加補正としております。

資本的支出、企業債償還金の補正はございません。

建設改良費、固定資産、医療機器等の購入に伴う減により機械備品、施設費合わせて31万8,000円の減額補正としたところであります。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君）　ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

1時まで休憩いたします。

休憩　午前11時59分

再開　午後　1時00分

○議長（村山義明君）　休憩を解いて会議を再開いたします。

説明が午前中に終わっておりますので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君）　入院患者数、それから外来患者数が当初の見込みよりかなり落ち込んでいます。それで、21年、22年と比較してもかなりの落ち込みがありますが、これをどのように分析されているかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 21年度と比較しますと、21年度は医師が2名体制でやられておりましたので、その医師1人体制による減が考えられますけれども、22年度についても9月から今の伊藤院長1名になった経過がありますので、そういう面では若干落ち込みが、医師1名による落ち込みが考えられます。入院患者を見ますと、前に住友先生がいたときだと、そういった患者さん受け入れができていた部分、そういう患者さんが現在は違う病院に行っている状況もありますから、そういう面では医師1名による入院患者や外来の減に1つには考えられる要素としてあります。大体今の入院、外来を見ますと、伊藤院長1名で診れる患者の限界というのがありますので、大体このぐらいの数が、1名であればこのぐらいの数で推移するのかなということで考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） そうしますと、かなりの人数がほかの病院へ流れていると、そういうふうにとらえてよろしいですか。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 実態的に聞いてはおりませんが、流れている部分もあるとは思いますが。ここで診れる病気の患者さんは限られてしまいますので、そういう面では専門的な医療機関にそれぞれ行ってしまう部分も多いかと思えます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 今後の病院のあり方も含めて、やっぱり実態というものをきちっと把握しておく必要があるのではないかと思います。町長初め一生懸命医師の2人体制にしたいと。院長1人での負担も大きいので、やっぱり2人体制を目指す上でも、2人体制になれば少なくともこれぐらいの患者は見込めるだろうという根拠も持っていなければならぬと思うので、健康保険のほうを調べれば、おおむねほかの患者さんがどこへ流れているかというのはわかると思うので、2人体制にすればこういうふうにもた維持できるという根拠にもなると思うので、やっぱり実態はある程度きちっと把握しておく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 運営する側としては、当然実態を把握しながらやっていかなければならないと思っておりますので、十分その辺は調べながら進めていきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） この数字は数字としてきちっと受けとめなければならないと思うのですが、町長に伺いたいのは2億以上の持ち出しが必要なことはわかるし、それであっても病院を維持するという前提もわかる。ただ、町長の考え方として、赤字分を一体どこまで頑張るやれるのか、これみんな住民心配しているのです。赤字だ、赤字だ、あんなに赤字なのに病院に出さなければならないという言い方しながら、でも病院絶対必要な

のだよなという町民にとっての考え、ジレンマがあるのですけれども、いや、私たちも同じなのです。絶対なくしてもらっては、福祉施設の維持についても困るし、かといってこれがどんどん、どんどん膨れ上がっていつて将来的にどうなるのかなという不安がありますので、町長の考え方をちょっと、その辺を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私は、原則的よりか実態的にもやっぱり国保病院を存続させないとならない、これがもう私の考え方の基本であります。そういう中で、町民の人たちが本当に中頓別町の病院を残そうと、必要としているのかどうなのか。やっぱり私は、ここに尽きるのでないかなと思うのです。やはりいろんなそれぞれ考え方がありますから、それを制限することはできませんけれども、最終的に町民の人たちが中頓別町の病院が必要だと。この意識がやっぱり医者に伝わっていく、ドクターに伝わっていく、そういうものがなければ、何ぼ私が存続をさせるのだと言っても、それは難しい問題だと思います。そういう中で、今医師が1人でありますから、本当に2億6,000万ぐらい繰り出しをしています。そのうちの交付税が大体1億円ぐらい入ってくる。そういう意味で、1億6,000万という町税全部、24年度の町税1億5,000万台でありますから、それを全部出しても、言えば病院を残さないとならないというやっぱり行政の宿命、これがこれからも続くのでないかと思えます。そういう意味で、ぜひ私はこれから町民の人たちが中頓別町の病院が必要だという意識になって、やっぱり病気の場合は利用していただいて、そして存続をしていくと、こういうような仕組みづくりが私も必要になってくるのでないかなと思います。そういう意味で、これからやっぱり広報だとかいろんなものを通じて、やっぱり町民の人たちに国保病院の必要性を訴えていかなければならないのでないかなと、改めてそういう気がいたしております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第21号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第21号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第21号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,949万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明をいたします。8ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきましては、既定額から145万5,000円を減額し、3,370万3,000円とするものでございます。補正の内訳につきましては、2節給料から4節共済費につきましては人事院勧告に基づく給与改定に伴い補正するものでございます。7節賃金から12節役務費までは不用額を減額するもので、13節委託料につきましては各委託料の執行減による減額、15節工事請負費につきましては量水器取りかえ工事、TMRセンターまでの配水管布設工事の執行減と町道水道管移設工事につきましては町道6丁目線改良舗装工事に伴う水道移転補償工事で、当初予算100万円に対し46万6,000円の執行で済んだことによる減額でございます。16節原材料費につきましては不用額の減額、19節負担金補助及び交付金につきましては給料改定に伴う退職手当負担金等の追加、27節公課費につきましては水道事業会計に係る消費税が当初見込みより増加したことによる追加でございます。

10ページの2款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費につきましては、既定額に109万8,000円を追加し、109万9,000円とするもので、内訳は積立金でございます。

5ページを開いていただいて、歳出合計につきましては既定額7,904万5,000円に45万3,000円を追加し、7,949万8,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料につきましては、既定額から8万5,000円を減額し、5,588万2,000円とするものでございます。内訳につきましては、1節現年度、中頓別簡易水道使用料で、決算見込額に基づき28万8,000円を減額、滞納繰越で平成22年度滞納繰越分20万3,000円を追加するものでございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金につきましては、既定額に 7, 000 円を追加し、8, 000 円とするものでございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、既定額に 107 万 2, 000 円を追加し、107 万 3, 000 円とするものでございます。

5 款諸収入、1 項雑入につきましては、既定額 113 万 9, 000 円から 54 万 1, 000 円を減額し、59 万 8, 000 円とするものでございます。内訳は、1 目雑入、1 節雑入について、量水器取りかえ工事料で執行減等による 6, 000 円の減額、2 目弁償金、1 節水道施設移転補償費につきましては、町道 6 丁目線水道移転補償費で執行減により 53 万 5, 000 円を減額するものでございます。

4 ページを開いていただいて、歳入合計は既定額 7, 904 万 5, 000 円に 45 万 3, 000 円を追加し、7, 949 万 8, 000 円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 平成 23 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 22 号

○議長（村山義明君） 日程第 12、議案第 22 号 平成 23 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第 22 号 平成 23 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第 22 号 平成 23 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 158 万 6, 000 円を追加し、

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,170万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明をいたします。8ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額から18万円を減額し、2,624万9,000円とするものでございます。補正の内訳につきましては、13節委託料と16節原材料費につきましては執行減等による不用額を減額するものでございます。18節備品購入費につきましては、下水道管理センターの水質試験用pH計という機器を購入するものでございまして、そのpH計につきましては下水道法に定められた流入水、また処理水、放流水のアルカリ度を基準値以下になっているかどうかを測定する計器でございまして、平成11年の供用開始から使用しておりまして、経年劣化で故障がちになりまして、測定に支障を来していることから購入費15万8,000円を計上させていただくものでございます。

9ページ、2款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、既定額に176万6,000円を追加し、3,356万9,000円とするものでございます。補正の内訳につきましては、23節償還金利子及び割引料で任意繰上償還利子176万6,000円の追加で、これにつきましては12月の補正で平成6年から平成8年に地方公共団体金融機構から借り入れた5件の起債の繰上償還額を計上いたしました。内訳につきましては、任意繰上償還元金5,913万3,000円、任意繰上償還利子が947万5,000円、合計で6,860万8,000円でございますけれども、実際に繰上償還するのは今月の21日でございまして、繰上償還した場合の任意繰上償還利子額が12月の補正で予定していた額より割引率の変動によって増額になることによりまして、今回176万6,000円追加する必要が生じたものでございます。これにつきましては、きょう産業建設課建設グループの補正予算資料ということで配付させていただきましたけれども、その一番最後のページに任意繰上償還利子補正額内訳表ということで任意繰上償還起債の内訳等、12月段階での任意繰上償還利子額と、今回3月補正段階での任意償還利子額でその差額176万6,000円が追加するという内訳表をお配りしておりますので、ご参照いただければというふうに思います。

5ページを開いていただいて、歳出合計につきましては、既定額1億7,011万6,000円に158万6,000円を追加し、1億7,170万2,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明をいたします。6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料につきましては、既定額に13万9,000円を追加し、2,649万7,000円とするものでございます。内訳につきましては、1節現年度分、下水道使用料で決算見込額に基づき13万9,000円を追加するものでございます。

2項手数料、1目工事検査手数料につきましては、既定額に9,000円を追加して1

万円にするもので、内容は新規水洗化5件に対する排水設備工事検査手数料でございます。

2目指定工事店登録手数料につきましては、既定額に1万5,000円を追加して1万6,000円にするもので、指定工事店登録手数料8件分でございます。

3目責任技術者登録手数料につきましては、既定額に2万1,000円を追加して2万2,000円にするもので、責任技術者登録手数料11件分でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に113万1,000円を追加し、1億4,488万5,000円とするものでございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に27万1,000円を追加し、27万2,000円とするものでございます。

4ページを開いていただいて、歳入合計につきましては、既定額1億7,011万6,000円に158万6,000円を追加し、1億7,170万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第23号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第23号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第23号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第23号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成23年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、

次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,889万5,000円とするものとさせていただきます。

初めに、事項別明細、歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に331万7,000円を追加するものであります。内容につきましては、13節委託料において本年4月からの介護報酬改正に伴うパソコンのシステム改修に係る経費を計上したものであります。

8ページをお開きください。6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、平成23年度分利子を積み立てるものであります。

5ページをお開きください。歳出合計、既定額に333万9,000円を追加し、1億9,889万5,000円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業補助金は、新規に165万8,000円を計上するものであります。内容につきましては、介護報酬改正に伴うパソコンのシステム改修に係る事業補助金を計上するものであります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、既定額に2万3,000円を追加するものであります。内容につきましては、介護給付費準備基金利子で2万1,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子で2,000円を計上するものであります。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、既定額に165万4,000円を追加するものであります。内容につきましては、介護報酬改正に伴うパソコンの改修について充当するものであります。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、既定額に4,000円を追加するものであります。内容につきましては、この基金につきましては平成23年度中に使い切らなければならないことから、今回の補正予算にて残額の4,000円を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に333万9,000円を追加し、1億9,889万5,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第24号

○議長(村山義明君) 日程第14、議案第24号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第24号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長(石川 篤君) 議案第24号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成23年度中頓別町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,700万7,000円とするものでございます。

初めに、事項別明細、歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額から2万9,000円を減額するものであります。内容につきましては、28節繰出金において広報事業に係る一般会計への繰出金について2万9,000円を減額するものであります。

8ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、既定額に51万3,000円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金において保険料負担金として89万6,000円を追加。保険基盤安定負担金及び広域連合事務費負担金については、それぞれ広域連合からの額の確定により減額するものであります。

5ページをお開きください。歳出合計、既定額に48万4,000円を追加し、2,700万7,000円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料につきましては、既

定額に59万7,000円を追加するものであります。内容につきましては、1節現年度分特別徴収保険料として31名分、103万7,000円を追加、2節現年度分普通徴収保険料として46名分、44万円を減額するものであります。なお、平成24年2月末時点での加入者数は413名であります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、既定額から23万7,000円を減額するものであります。内容につきましては、1節事務費繰入金として広域連合事務費負担金は額の確定により20万8,000円を減額、特別会計事務費負担金を2万9,000円減額するものであります。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、既定額から17万5,000円を減額するものであります。内容につきましては、基盤安定繰入金で額の確定により減額するものであります。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に29万9,000円を追加するものであります。内容につきましては、1節前年度繰越金を充当するものであります。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に48万4,000円を追加し、2,700万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時33分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員